

令和3年度
国内の廃プラスチック類の処理に関する
状況調査業務

報告書

令和4年3月

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

※本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、環境省の請負業務として実施したものである。

目次

第1章 調査の目的	1
第2章 調査の内容	2
2-1 アンケート調査の実施.....	2
2-2 調査結果の整理等.....	2
第3章 調査の実施方法	3
3-1 アンケート調査の実施.....	3
3-2 調査結果の集計.....	3
第4章 調査の実施結果	4
4-1 アンケート調査の実施結果.....	4
4-1-1 アンケートの送信.....	4
4-1-2 回答期限の設定.....	4
4-1-3 調査対象の選定.....	5
4-1-4 回収状況.....	5
4-2 調査結果の集計結果.....	6
4-2-1 自治体の回答状況.....	6
4-2-2 処分業者の回答状況.....	19
参考資料(1) 環境省依頼文書(事務連絡)～自治体向け～	52
参考資料(2) 環境省依頼文書(事務連絡)～処分業者向け～	53
参考資料(3) 回答フォーム～自治体向け～	54
参考資料(4) 回答フォーム～処分業者向け～	59

第1章 調査の目的

平成29年末以降、外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施されるなど、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となり、国内で処理される廃プラスチック類の量が増大したことから、国内処理が逼迫し、廃棄物の適正処理に支障が生じているとの声が寄せられた。

これを受け、平成30年8月、平成31年2月、令和元年8月、令和2年2月、令和2年11月の5回にわたり、都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）で定める政令市（以下、「自治体」という。）並びに産業廃棄物処理業者に対し、外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響についてアンケート調査を行った。

前回の調査結果では、新型コロナウイルス感染拡大による事業活動の停滞等の影響によって、国内処理の逼迫の状況については、一時期輸入禁止措置以前の平成29年末の水準より大きく低下したが、令和2年11月末時点では、平成29年末以前の水準に戻りつつあることが確認された。

その後の国内におけるバーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業活動の変化による影響により廃プラスチック類の適正処理に支障が生じ、不適正処理事案が発生する懸念がある状況は継続していると考えられる。

このため、自治体に対しては、外国政府による輸入規制による可能性のある不法投棄の有無、保管基準違反状況、指導状況等についてアンケート調査を実施し、廃棄物処理法第4条3項の規定に基づく情報収集を行った。また、優良認定を受けた処分業者（以下「処分業者」という。）に対しては、処理量、保管量、処理料金の状況等について、アンケート調査を実施し、国内の廃プラスチック類の処理に関する状況を把握することを目的とした。

第2章 調査の内容

2-1 アンケート調査の実施

自治体 129 団体並びに処分業者 716 社へメールを送付し、アンケート調査を行った。

2-2 調査結果の整理等

自治体並びに処分業者から回収した 2-1 の回答を集計・分析した。

第3章 調査の実施方法

3-1 アンケート調査の実施

アンケート調査は、WEB ページ上の回答フォーム（エクセルファイル）を用いて回収することとした。なお、調査対象がセキュリティ等により当該ページにアクセスできない場合等にあつては、メール等の代替手段により回答を回収することとした。

回答期間は約4週間^(※1)とし、調査対象の業務状況等により当該期間での回収が難しい場合は、相談に応じ期間を延長し回収した。

WEB ページの環境は請負者たる公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下、「産廃振興財団」という。）側で整備した。

※1 令和3年11月19日に環境省依頼文書（事務連絡、調査への協力依頼文等を掲載）及び回答フォームに関する案内メールを送信し、回答期限は令和3年12月24日とした。

3-2 調査結果の集計

3-1 の回答集計表を作成するとともに、設問ごとの回答分析及び必要によりグラフや一覧表等を用いて詳細な分析を行い、報告書を取りまとめた。

第4章 調査の実施結果

4-1 アンケート調査の実施結果

4-1-1 アンケートの送信

アンケート送信は、環境省依頼文書（事務連絡、調査への協力依頼文等を掲載）及び回答フォームをダウンロードできる URL を記載したメールを、調査対象に送信する形で行った。

調査対象は、上記 URL から回答フォームをダウンロードし、回答を入力した上で、メールにて回収した。

表 4-1-1.1 アンケート送信日

	自治体 ^(※1)	処分業者
アンケート送信日	令和3年11月19日	

※1 調査対象のセキュリティ等により産廃振興財団からアンケート送信できない自治体については、当該自治体名及びメールアドレスを環境省に伝達し、環境省から令和3年11月19日にアンケート送信を行った。

4-1-2 回答期限の設定

回答期限は令和3年12月24日とした。

表 4-1-2.1 回答期限

	自治体	処分業者
回答期限	令和3年12月24日	

4-1-3 調査対象の選定

自治体及び処分業者についての調査対象を選定した。具体的には、以下のとおりとした。

表 4-1-3.1 調査対象

	自治体	処分業者
調査対象の要件	都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市	優良産廃処理業者認定制度による優良認定を受けた事業者のうち、「廃プラスチック類」の許可品目の処分業許可を有する事業者として、「さんぱいくん」 ^(※1) に登録がある事業者
調査対象数	・ 都道府県 47 ・ 政令市 82	716

※1 優良産廃処理業者認定制度における「事業の透明性」の基準で定められている公表事項を掲載し、許可情報等を検索できるWEBサイト。産廃振興財団が管理・運営。

4-1-4 回収状況

下表に回収状況を示す。

表 4-1-4.1 回収状況

	自治体	処分業者
アンケート対象数	129 (都道府県 47、政令市 82)	716 者
回収数(回収率)	129 (100.0%) (都道府県 47、政令市 82)	216 者(30.2%) (356 事業所)

4-2 調査結果の集計結果

4-1 による方法によって得られた回答の集計表を作成するとともに、項目ごとの各回答の割合等について分析を行い、グラフや一覧表等を用いて取りまとめた。

4-2-1 自治体の回答状況

自治体から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。詳細は、以下に記述する。

【Q1】

前回調査時点（令和2年11月末）以降、令和3年10月末時点で、所管区域内において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案（1件当たりの廃プラスチック類の投棄量が10トン以上の事案^{※1}）を把握しましたか。

（単一選択回答）

※1 環境省にて毎年度実施している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」の集計対象と同様に、「1件当たりの投棄量が10トン以上の事案」を不法投棄事案の対象とした。

【回答状況】

諸外国による廃プラスチック類の輸入規制等に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案は、確認されなかった。

【Q2】

前回調査時点（令和2年11月末）以降、令和3年10月末時点で、所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）事案を把握しましたか。

（単一選択回答）

【回答状況】

所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）事案は、7自治体・13件確認された。

廃棄物種類は、フィルム状プラスチック、漁網、廃プラスチック混合物等であり、立入検査により発覚した。

【Q3】

令和元年5月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、貴自治体を実施した措置等について、以下の設問にご回答ください。

【Q3-1】

廃プラスチック類の域外からの搬入に関して、事前協議等による域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和等を実施しましたか。

前回調査時点（令和2年11月末）以降、令和3年10月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、複数選択回答、自由記述回答）

【回答状況】**（1）事前協議・届出制等への動向**

「中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない」が62自治体（48.1%）、「事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った」が6自治体（4.7%）、「事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等が行っていない」が61自治体（47.3%）となった。

表 4-2-1. Q3-1. (1)-1 搬入規制等の廃止・緩和等の実施状況
【単一選択回答、n=129】

回答項目	自治体数	割合
中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない	62	48.1%
事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った	6	4.7%
事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等が行っていない	61	47.3%

（2）廃止・緩和等の内容

（1）の「事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った」との回答（6自治体）のうち、廃止・緩和等の内容についての回答（複数選択回答）は、いずれも「要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を実施」であった。

表 4-2-1. Q3-1. (2)-1 事前協議・届出制等の廃止・緩和等の実施内容
【複数選択回答、n = 6】

回答項目		自治体数
事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った		6
うち、	要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を実施	6
	要綱・手引等は改正せず、廃止・緩和等を実施	0

(3) 要綱・手引等の改正の内容

(2) の「要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を実施」との回答（6自治体）のうち、要綱・手引等の改正の内容についての回答（複数選択回答）は以下の通りとなった。

表 4-2-1. Q3-1. (3)-1 要綱・手引等の改正の内容
【複数選択回答、n = 6】

要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を実施	6
事前届出・協議制等を廃止	0
事前届出・協議制等を緩和	3
搬入手続の合理化	4
搬入手続の迅速化	1
その他	0

※複数選択回答のため、各選択肢の回答数の合計はn数と一致しない。

具体例として、以下のとおりの回答があった。（同一自治体が複数の具体例を回答している等があるため、各選択肢の回答自治体数と具体例の合計数が一致しないことがある。）

- 「事前届出・協議制等を緩和」について、「優良認定業者へ委託の場合は、協議不要とした」、「搬入量の増加が5トン（又は5m³）未満の場合は変更の協議不要とした」、「申請者の代表者の変更等軽微な変更の場合は届出不要とした」、「優良認定業者かつ減量リサイクル率80%以上の場合、事前協議ではなく事前届出とした」の回答があった。

- 「搬入手続きの合理化」について、「事前協議書の押印省略」、「電子メールや当該自治体の電子申請システムでの受付を可とした」、「優良認定業者へ委託の場合の添付書類の省略」の回答があった。
- 「搬入手続きの迅速化」について、「優良認定業者へ委託の場合の承認期間（事務手続き）の短縮」の回答があった。

（４）事前協議・届出制等の廃止・緩和等の内容

（２）の「要綱・手引等は改正せず、廃止・緩和等を実施」と回答した自治体はなかった。

【Q3-2】

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施しましたか。

前回調査時点（令和2年11月末）以降、令和3年10月末時点での状況についてご回答ください。

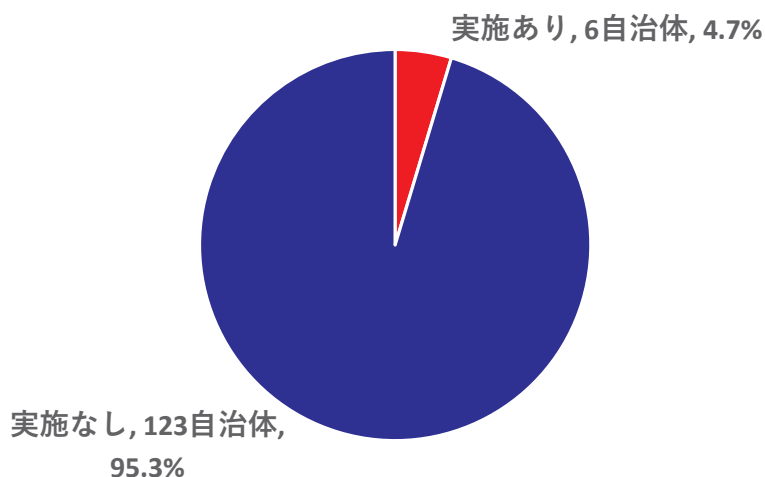
（単一選択回答、自由記述回答）

【回答状況】

（1）廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化の実施状況

回答のうち、「実施している」が6自治体（4.7%）、「実施していない」が123自治体（95.3%）であった。

図 4-2-1. Q3-2. (1)-1 不法投棄監視強化の実施状況
【単一選択回答、n = 129】



（2）不法投棄監視強化の実施内容

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を「実施している」との回答（6自治体）のうち、監視強化の具体的内容についての回答（自由記述回答）は以下のような内容であった。

- 不法投棄強化月間にあわせた街頭啓発等を実施。
- 不法投棄等の監視を行う機動調査員を新たに 10 名配備し、パトロール等の監視強化を実施。
- 当自治体において制定の条例に関し、毎年 10 月をごみの乱防止強化月間とし、環境監視員パトロール出発式、当自治体立学校での校内放送での周知、海上保安庁との合同での海上パトロールの実施、当自治体道電光掲示板での周知、広報番組での報道など関係機関と連携のうえ、監視強化、清掃活動及び啓発活動等を実施。
- 廃船パトロール、広報誌を用いた不法投棄・廃船処理に関する周知を実施。
- 廃プラスチック類の不適正な堆積が行われている現場に監視カメラを設置する等して、不法投棄防止に対する監視強化を実施。
- 事業者に対する適正処理状況の確認及び指導、不法投棄現場に監視カメラを設置し監視を強化を実施。

【Q3-3】

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理の受入を実施していますか。

前回調査時点（令和2年11月末）以降、令和3年10月末時点での状況についてご回答ください。

（単一選択回答、自由記述回答）

【回答状況】

通知「廃プラスチック類に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、管内市町村の一般廃棄物処理施設で廃プラスチック類の処理を受け入れた事例があると回答した自治体はなかった。

【Q3-4】

令和元年9月に改正廃棄物処理法施行規則が公布・施行され、優良産廃処理業者に限って、廃プラスチック類の保管上限が14日間から28日間に引き上げられましたが、それに伴う保管の場所に関する事項を変更した届出はありましたか。また、引き上げた事例を把握していますか。

前回調査時点（令和2年11月末）以降、令和3年10月末時点での状況についてご回答ください。

（複数選択回答、自由記述回答）

【回答状況】

「保管の場所に関する事項を変更した届出があった」が2自治体、「届出及び把握している事例ともない」が127自治体となった。

「処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある（上記届出によるものを除く）」と回答した自治体はなかった。

【Q4】

上記の設問以外に、廃プラスチック類のひっ迫状況等について、特筆すべき事項があればご記入ください。

(自由記述回答)

【回答状況】

上記設問への回答について、以下に示す。

- 本自治体所管区域内に所在する鉱山において、廃プラスチック類（大型廃タイヤ）の産業廃棄物処理に支障をきたしている事案が継続している。鉱山においてその使用が終了した大型トラックは、現地での解体となり金属類などは回収されるが、大型廃タイヤは、鉱山に残されることとなる。この大型廃タイヤは、焼却などの中間処理は困難であり、再資源化も視野に入れた新たな中間処理方法の確立が望まれる。
- 令和元年度に実施した集中立入時および事業者への通常立入時に廃プラスチック類の処理状況等の聞き取りを行ってきているが、本自治体において現時点では廃プラスチック類のひっ迫状況は確認されていない。
- 本自治体では、所管区域内の産業廃棄物処分業者に対する、廃プラスチック類処理の監視・指導を強化してきた。立入検査において、処理後物の買取条件が厳しくなっているということを事業者から聞いているが、新型コロナウイルス感染症による事業活動停滞の影響もあり、昨年引き続き保管量が減少している事業者が多い。
- 有価と称して広域的に廃プラスチック類（農業用廃ビニール）を回収・堆積する事案が発生していることから、更なる増加に対する監視強化を実施するとともに、適正処理を指導している。
- 本自治体所管区域のうち島しょ部は廃棄物処理業者が少ないため、非島しょ部に廃棄物を輸送し処理を行うことも多い。外国政府の禁輸措置等により非島しょ部の廃プラスチック類の処分業者の処理能力が逼迫した場合、島しょ部で廃プラスチック類が滞留する恐れがある。

【Q5】

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

(単一選択回答)

【回答状況】

上記設問への回答について、内容別に以下に示す。

(1) 廃棄物規制

- 廃棄物の発生抑制が実際に進むよう、製品生産者や廃棄物排出者に対するインセンティブの付与又は規制の強化など、実効的な取組を希望する。
- 「搬入物は有価物であり、今後、売却する。」などと称して搬入を停止せず、不法堆積する事案が発生しているが、有価と称した物の廃棄物該当性に係る判断が難しく、対応に苦慮している。ついては、有価物と称した物の廃棄物該当性を判断する具体的なマニュアル、ガイドライン等が必要と考えるので、作成を強く願いたい。
- 有価で取引可能なプラスチックの種類・性状等や最新の市場動向等の、廃棄物該当性の総合判断に利用必要な情報について取りまとめて共有いただきたい。
- 緊急的に埋立処分された廃プラスチック類等が相当量あるのであれば、今後、掘り起し、改めて焼却等することについての基準、事務処理フローを明確にしてもらえるとありがたいと思います。
- 本自治体は島しょ部が多く、廃プラスチック類でも特に廃 FRP 船の適正処理指導に苦慮している。他自治体で廃 FRP 船を適正処理した好事例があれば、ご教示いただきたい。また、島しょ部における廃船処理を推進する事業の検討・構築をお願いしたい。
- 廃プラスチック類溶融（油化）施設に係る相談事例が増えているが、その内容が廃棄物処理法に規定する熱分解施設とも仕組みが異なるところもあり、具体的な申請があった場合には審査に苦慮することも考えられる。新たな技術により廃棄物処理を行おうとする場合の審査の基準を示していただきたい。

(2) 資源循環

- 廃プラスチックの処理施設を現状より大幅に増設することは困難であるため、国内全体における廃プラスチックの処理能力に対するプラスチック

クの生産量及び消費量のバランスが図れるよう、経済産業省と連携し、製品生産者に対し、プラスチック類のリデュースに繋がる取組を強化してほしい。

- 廃棄物処理法、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法の関連性がわかる資料を作成・提供願いたい。
- 容器包装リサイクル法に基づく再商品化事業者の適正処理が確保されるよう対応の強化をお願いしたい。
- 廃プラスチック等については、サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ大きく転換できるように、排出事業者、廃棄物処理業者、行政に対して、共通認識を図れるような施策や取組を国が主導してほしい。
- 排出事業者の中には、廃プラスチック類の再利用について、マテリアルリサイクル等（サーマルリサイクルによらない方法）を希望している事業者も見受けられるが、現状では所管区域内でマテリアルリサイクル等を行っている事業者を探すのが困難である。産業廃棄物は広域的に処理される傾向があるため、国によるマテリアルリサイクル事業者の斡旋などの仕組みについて検討していただきたい。

（３）補助制度

- 廃プラスチック類の処理施設の施設整備に係る助成制度の拡充を要望したい。
- 島しょ部などを対象とした廃棄物の輸送費、処分施設導入に対する補助等について検討をお願いしたい。

（４）その他

- 廃プラスチック類の処理方法について、諸外国の輸入禁止措置の動向や、国の取組について、積極的に国民や地方公共団体に情報提供をお願いしたい。
- 外国政府による輸入規制から既に３年が経過しようとしており、今後何らかの問題が生じたとしても因果関係の判断ができないと思われるので、本調査を終了することを検討してはどうか。
- 立入検査時に廃プラスチック類の処理状況の詳細を確認し、その結果をとりまとめ、本調査への回答を作成している。調査結果については、公表以外にどのように使用されているか不明であり、今後の本調査の実施の必要性については検討いただきたい。
- 引き続き、実態把握（受入余力、地域差の有無等）をお願いするとともに、都度の情報の提供を要望します。

4-2-2 処分業者の回答状況

処分業者から得られた回答について、以下、設問毎に集計・分析を行った。
詳細は、以下に記述する。

【Q1】

令和3年10月時点で、貴社の廃プラスチック類に係る処分施設について、
 主要なもの（最大5件まで）についてご回答ください。

（自由記述回答）

【回答状況】**（1）処分施設を有する事業所**

回答があった216処分業者から、356件の事業所の回答があった。

（2）処分施設の種類の種類

回答があった356件の事業所における廃プラスチック類処分施設の種類の種類は、
 以下の通りであった。

表 4-2-2. Q1. (2)-1 廃プラスチック類処分施設の種類の種類【自由記述回答、n = 356】

破砕	217件
圧縮	138件
焼却	72件
選別	58件
固化	33件
梱包	31件
熔融	27件
切断	26件
減容	17件
固形燃料化・RPF化	12件
安定型最終処分	12件
管理型最終処分	10件
混合調整	5件
混錬	4件
造粒	3件
分離	3件
成型	3件
焼成	3件
熱処理	3件
原料化	3件
剥離	2件
洗浄	2件
結束	2件
溶解	1件
燃料化	2件
転圧	1件
油化	1件
剥線	1件
粉碎	1件
分級	1件

※ 1件の事業所に複数種類の施設を有することがあるため、各施設種類の件数の合計はn数と一致しない。

【Q2-1】

廃プラスチック類の処理量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の表中の項目をご回答ください。

(自由記述回答)

※(補足)「表中の項目」は、以下の通り。

- ①中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の処理実績(単位:t/日)
- ②中国輸入禁止(平成29年末)直前時点の処理可能量(単位:t/日)
- ③中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで処理状況が最もひっ迫した時期(年・月)
- ④③の時点の処理実績(単位:t/日)
- ⑤③の時点の処理可能量(単位:t/日)
- ⑥令和2年5月(新型コロナウイルス感染症の影響最大時期、*1)時点の処理実績(単位:t/日)
- ⑦令和2年5月(新型コロナウイルス感染症の影響最大時期、*1)時点の処理可能量(単位:t/日)
- ⑧令和3年10月末時点の処理実績(単位:t/日)
- ⑨令和3年10月末時点の処理可能量(単位:t/日)

*1: 前回調査において、新型コロナによる影響が大きかった時期を調査したところ、「令和2年5月」との回答が最も多かったため、今回調査では令和2年5月時点の状況を「新型コロナ影響最大期」として調査した。

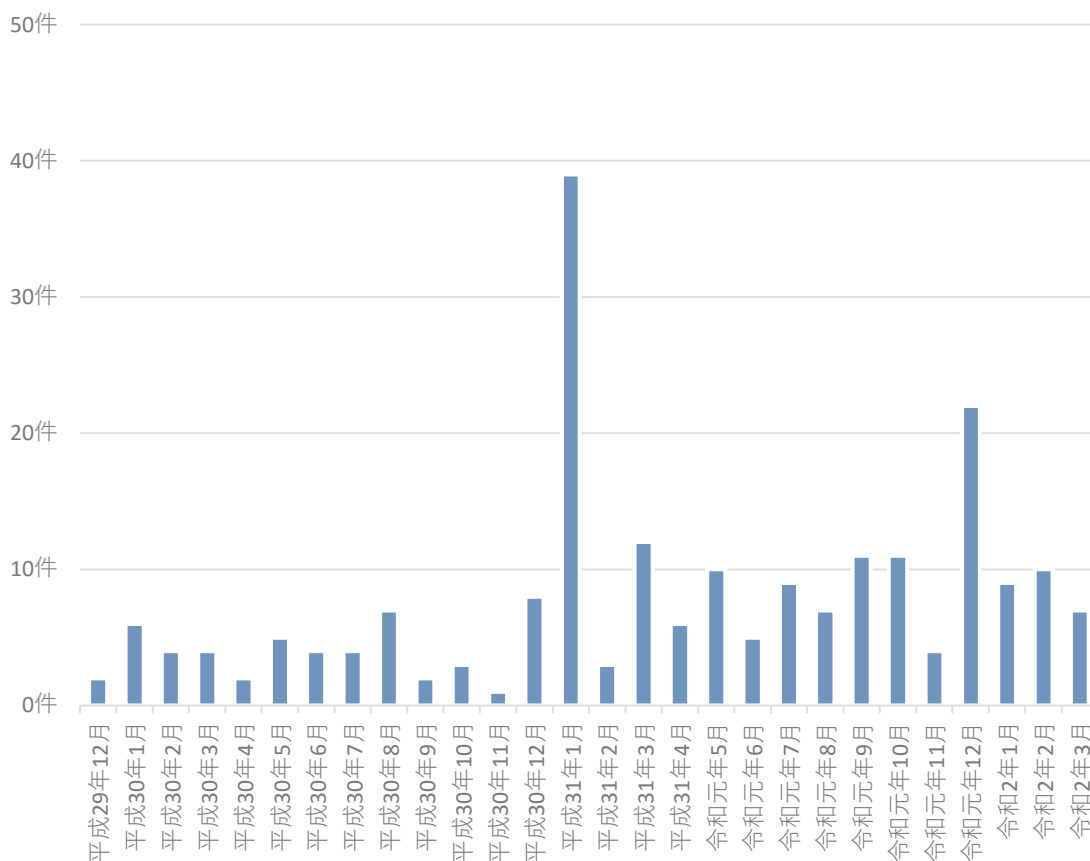
【回答状況】

上述①～⑨の項目についての回答を基に、施設の稼働率、施設における処理量比を算出した。詳細は以下の通り。

(1) 新型コロナウイルス感染症流行までで処理状況が最もひっ迫した時期

中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで処理状況が最もひっ迫した時期として、「平成31年1月」という回答が最も多かった。

図 4-2-2. Q2-1. (1)-1 新型コロナウイルス感染症流行までで処理状況が最もひっ迫した時期【自由記述回答、n = 217】



※ 「新型コロナウイルス感染症による影響がない」等の理由により本設問の回答がないもの等があったため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。また、回答対象期間である「平成29年末（12月）から令和元年度末（令和2年3月）」以外の回答は除いている。

(2) 処理量比

(2-1) 処理状況最ひっ迫時期の処理量比

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止（平成29年末）以降新型コロナウイルス感染症流行（令和元年度末）までで処理状況がもっともひっ迫した時期の処理実績の、中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績と比した比率（処理量比）」を算出した。

中国輸入禁止（平成 29 年末）以降新型コロナウイルス感染症
流行（令和元年度末）までで処理状況がもっともひっ迫した時期の
処理実績の、中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績と
比した比率（処理量比）（単位：％）

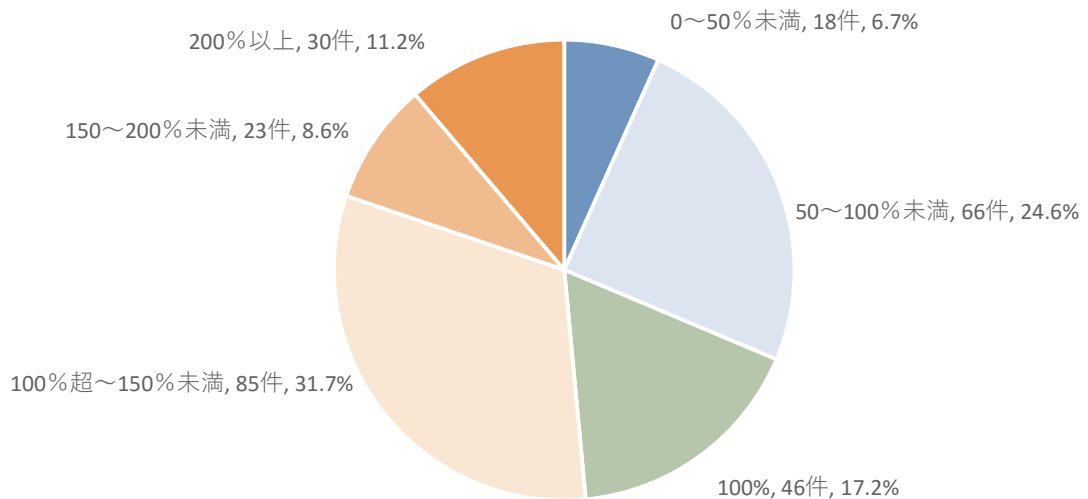
$$= \textcircled{4} \div \textcircled{1} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

④：中国輸入禁止（平成 29 年末）以降新型コロナウイルス感染症流行
（令和元年度末）までで処理状況が最もひっ迫した時期の処理実績（単位：
t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (2-1)-1 処理状況最ひっ迫時期（平成 29 年末から
令和元年度末）・平成 29 年末の処理実績の処理量比

【自由記述回答を基に算出、n = 268】



※ 上述の算出式に必要な①・④のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

(2-2) 令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の処理量比

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の処理実績の、中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績と比した処理量比」を算出した。

令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の
処理実績の、中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績と
比した処理量比（単位：％）

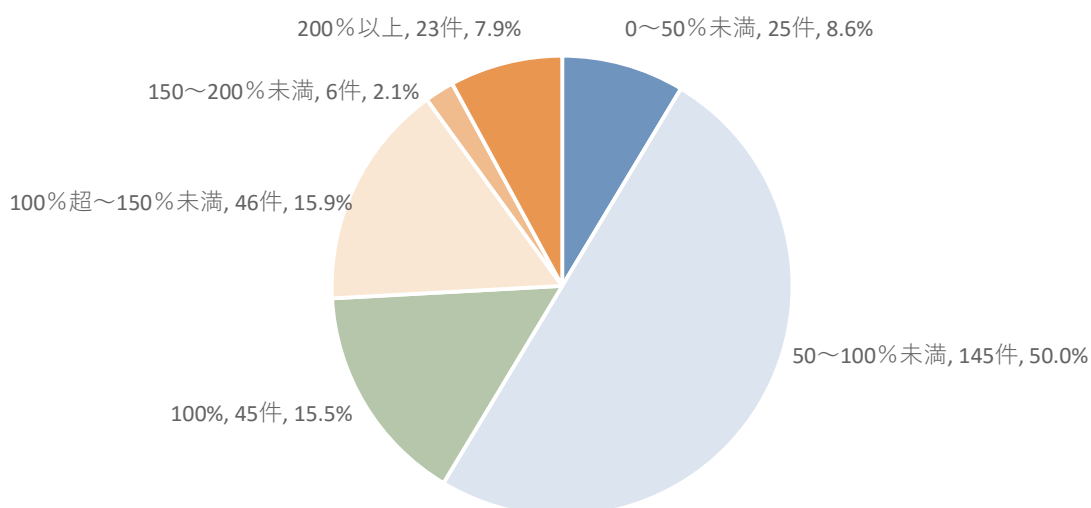
$$= \text{⑥} \div \text{①} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

⑥：令和2年5月（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）時点の処理実績（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (2-2)-1 令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）・平成29年末の処理実績の処理量比

【自由記述回答を基に算出、n = 290】



※ 上述の算出式に必要な①・⑥のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

(2-3) 令和3年10月末時点の処理量比

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和3年10月末時点の処理実績の、中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績と比した処理量比」を算出した。

令和3年10月末時点の処理実績の、中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績と比した処理量比（単位：％）

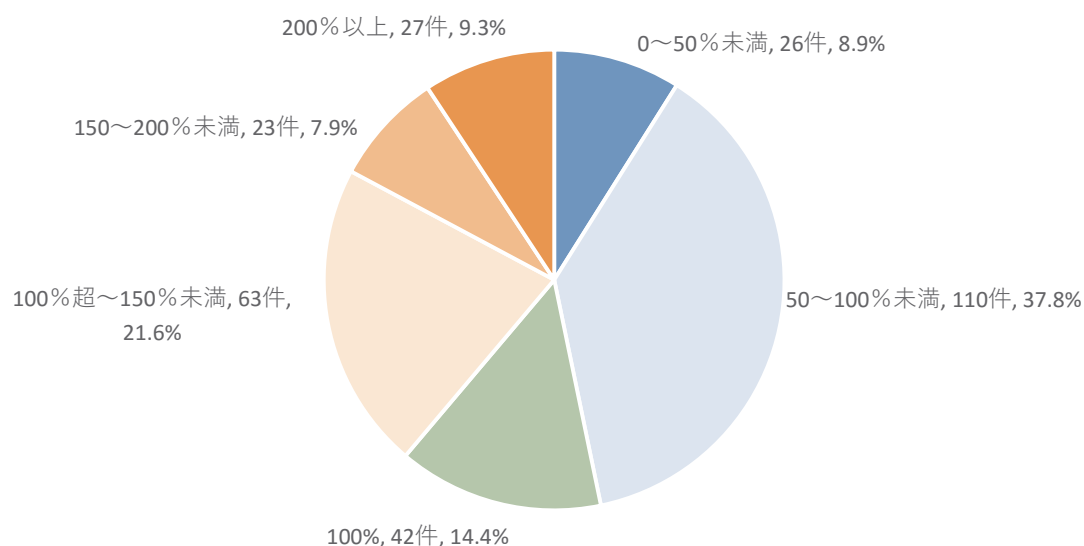
$$= \text{⑧} \div \text{①} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

⑧：令和3年10月末時点の処理実績（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (2-3)-1 令和3年10月末時点・平成29年末の処理実績の処理量比

【自由記述回答を基に算出、n = 291】



※ 上述の算出式に必要な①・⑧のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

処理施設における、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）と比較した各時期の処理量比を集計したところ、「新型コロナ流行前の最ひっ迫時期（※1）」においては、「処理量が増加した」施設の割合は 51.5%、「処理量が減少した」施設の割合 31.3%となった。「新型コロナ影響最大期（令和 2 年 5 月）（※2）」においては、「処理量が増加した」施設の割合は 25.9%、「処理量が減少した」施設の割合は 58.6%となった。また、「今回調査時点（令和 3 年 10 月末）」においては、「処理量が増加した」施設の割合は 38.8%、「処理量が減少した」施設の割合は 46.7%であった。

「今回調査時点（令和 3 年 10 月末）」では、増加した施設の割合より減少した施設の割合の方が優勢であり、新型コロナウイルス感染拡大による減少とバーゼル条約付属書改正等の輸出規制等による増加の影響が考えられるが、減少と増加の差は「新型コロナ影響最大期」より小さくなっている。

※1：今回調査において、輸入禁止措置以降から新型コロナ流行前（令和元年度末）までの間で、処理状況が最もひっ迫した時期を調査したところ、「平成 31 年 1 月」との回答が最も多かった。

※2：前回調査において、新型コロナによる影響が大きかった時期を調査したところ、「令和 2 年 5 月」との回答が最も多かったため、今回調査では「令和 2 年 5 月時点」の状況を「新型コロナ影響最大期」として調査した。

(3) 稼働率

(3-1) 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率」を算出した。

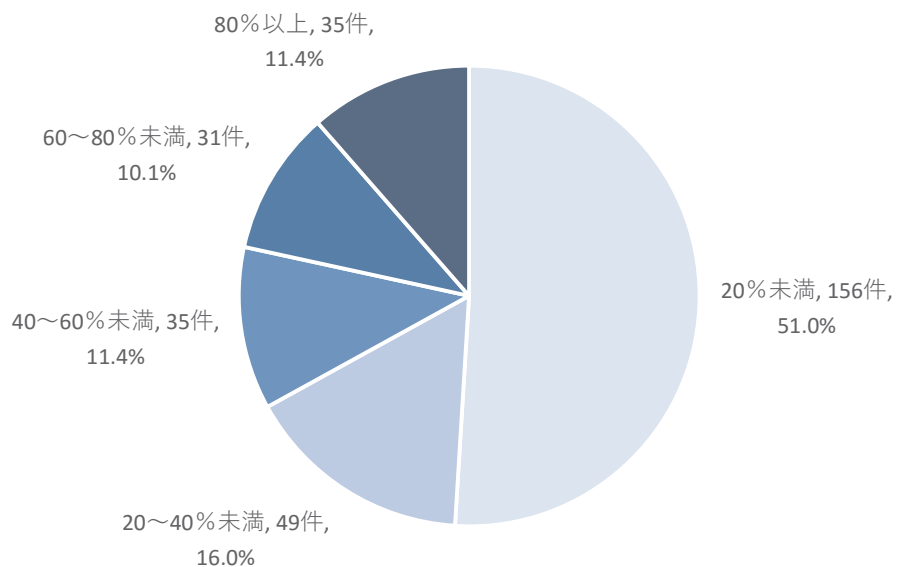
中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率（単位：％）

$$= \text{①} \div \text{②} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理実績（単位：t／日）

②：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の処理可能量（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (3-1)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の稼働率
【自由記述回答を基に算出、n = 306】



※ 上述の算出式に必要な①・②のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

(3-2) 処理状況最ひっ迫時期の稼働率

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで処理状況がもっともひっ迫した時期の稼働率」を算出した。

中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで処理状況がもっともひっ迫した時期の稼働率(単位: %)

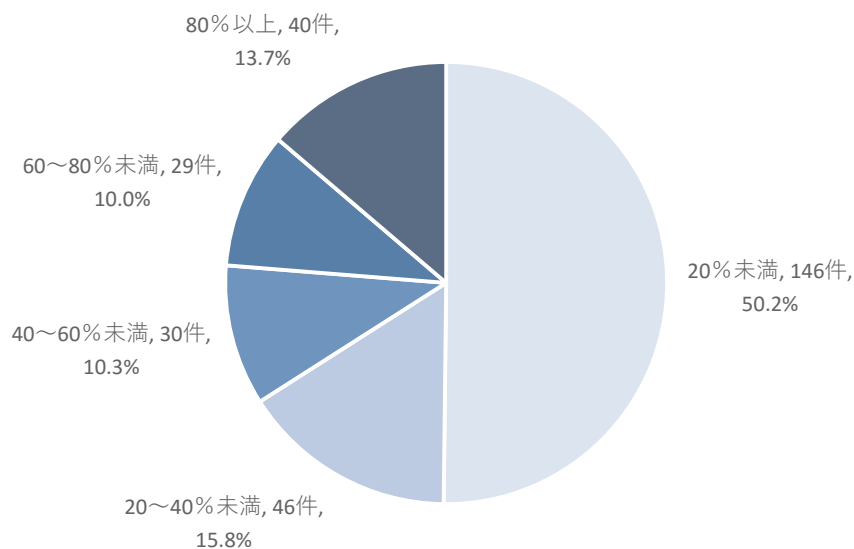
$$= \text{④} \div \text{⑤} \times 100$$

④: 中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで処理状況が最もひっ迫した時期の処理実績(単位: t/日)

⑤: 中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで処理状況が最もひっ迫した時期の処理可能量(単位: t/日)

図 4-2-2. Q2-1. (3-2)-1 中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで処理状況がもっともひっ迫した時期の稼働率

【自由記述回答を基に算出、n=291】



※ 上述の算出式に必要な④・⑤のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数(356件)と一致しない。

(3-3) 令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の稼働率

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の稼働率」を算出した。

令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の稼働率（単位：％）

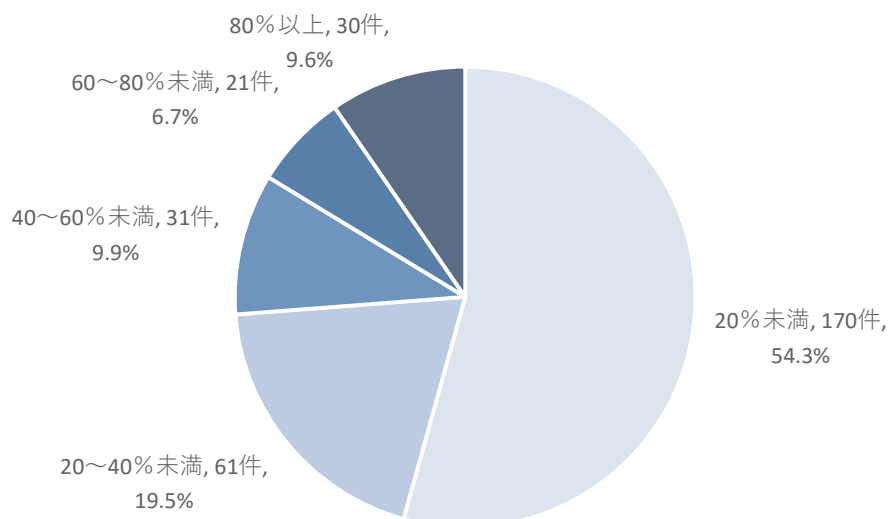
$$= \text{⑥} \div \text{⑦} \times 100$$

⑥：令和2年5月（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）時点の処理実績（単位：t／日）

⑦：令和2年5月（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）時点の処理可能量（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (3-3)-1 令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の稼働率

【自由記述回答を基に算出、n = 313】



※ 上述の算出式に必要な⑥・⑦のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

(3-4) 令和3年10月末時点の稼働率

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和3年10月末時点の稼働率」を算出した。

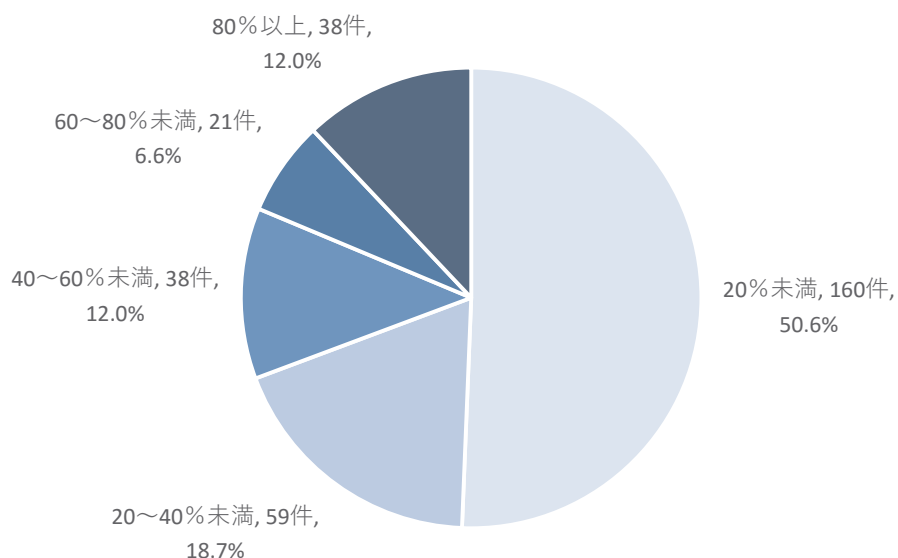
令和3年10月末時点の稼働率（単位：％）

$$= \textcircled{8} \div \textcircled{9} \times 100$$

⑧：令和3年10月末時点の処理実績（単位：t／日）

⑨：令和3年10月末時点の処理可能量（単位：t／日）

図 4-2-2. Q2-1. (3-4)-1 令和3年10月末時点の稼働率
【自由記述回答を基に算出、n=316】



※ 上述の算出式に必要な⑧・⑨のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

各時期において稼働率が80%以上の処理施設の割合は、「中国輸入禁止直前（平成29年末）」では11.4%、「新型コロナ流行前の最ひっ迫時期（最頻値：平成31年1月）」では13.7%、「新型コロナ影響最大期（令和2年5月）」では

9.6%、「今回調査時期（令和3年10月末）」では12.0%であった。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、稼働率が80%以上の処理施設の割合は低下していたが、今回調査では上昇に転じており、輸入禁止措置直前の水準に戻っていたことが確認された。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続しているものの、国内処理能力増強等の要因で輸入禁止措置の影響が緩和されている可能性もある。

【Q2-2】

廃プラスチック類の保管量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。
Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各処分施設について、以下の表中の項目をご回答ください。

（自由記述回答）

※（補足）「表中の項目」は、以下の通り。

- ①中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の保管量（単位：t）
- ②中国輸入禁止（平成29年末）直前時点の最大保管可能量（単位：t）
- ③中国輸入禁止（平成29年末）以降新型コロナウイルス感染症流行（令和元年度末）までで保管状況がもっともひっ迫した時期（年・月）
- ④③の時点の保管量（単位：t）
- ⑤③の時点の最大保管可能量（単位：t）
- ⑥令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期、*1）の保管量（単位：t）
- ⑦令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期、*1）の最大保管可能量（単位：t）
- ⑧令和3年10月末時点の保管量（単位：t）
- ⑨令和3年10月末時点の最大保管可能量（単位：t）

*1：前回調査において、新型コロナによる影響が大きかった時期を調査したところ、「令和2年5月」との回答が最も多かったため、今回調査では令和2年5月時点の状況を「新型コロナ影響最大期」として調査した。

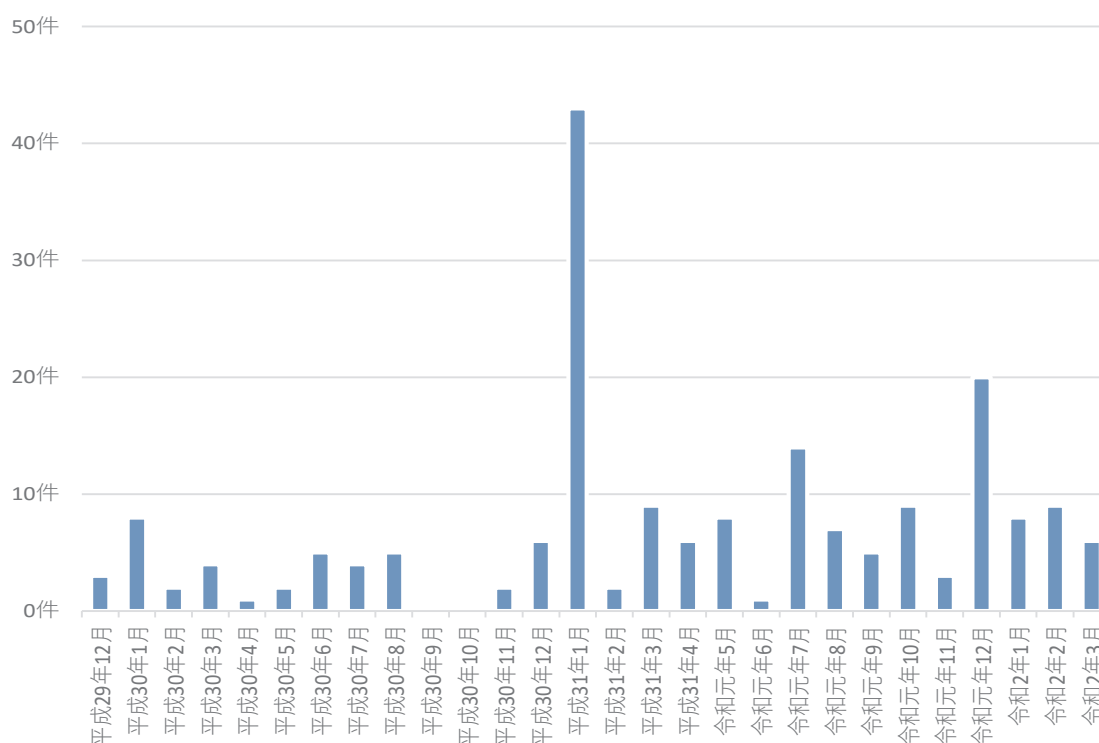
【回答状況】

上述①～⑨の項目についての回答を基に、施設の保管率、施設における保管量の増減率を算出した。詳細は以下の通り。

(1) 新型コロナウイルス感染症流行までで保管状況が最もひっ迫した時期

中国輸入禁止(平成 29 年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで保管状況がもっともひっ迫した時期として、「平成 31 年 1 月」という回答が最も多かった。

図 4-2-2. Q2-2. (1)-1 中国輸入禁止(平成 29 年末)以降
新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで保管状況が
もっともひっ迫した時期【自由記述回答、n=192】



※ 「新型コロナウイルス感染症による影響がない」等の理由により本設問の回答がないもの等があったため、n数は回答事業所数(356件)と一致しない。また、回答対象期間である「平成29年末(12月)から令和元年度末(令和2年3月)」以外の回答は除いている。

(2) 保管率

(2-1) 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の保管率

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の保管率」を算出した。

中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の保管率（単位：％）

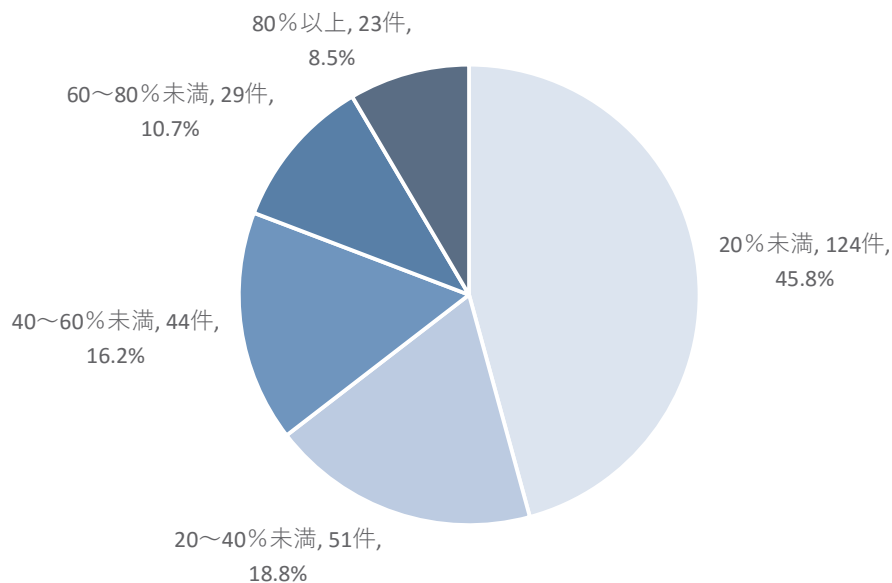
$$= \text{①} \div \text{②} \times 100$$

①：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の保管量（単位：t）

②：中国輸入禁止（平成 29 年末）直前時点の最大保管可能量（単位：t）

図 4-2-2. Q2-2. (2-1)-1 中国輸入禁止（平成 29 年末）直前の保管率

【自由記述回答を基に算出、n = 271】



※ 上述の算出式に必要な①・②のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

(2-2) 保管状況最ひっ迫した時期の保管率

本設問における回答値から以下の計算式によって「中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで保管状況がもっともひっ迫した時期の保管率」を算出した。

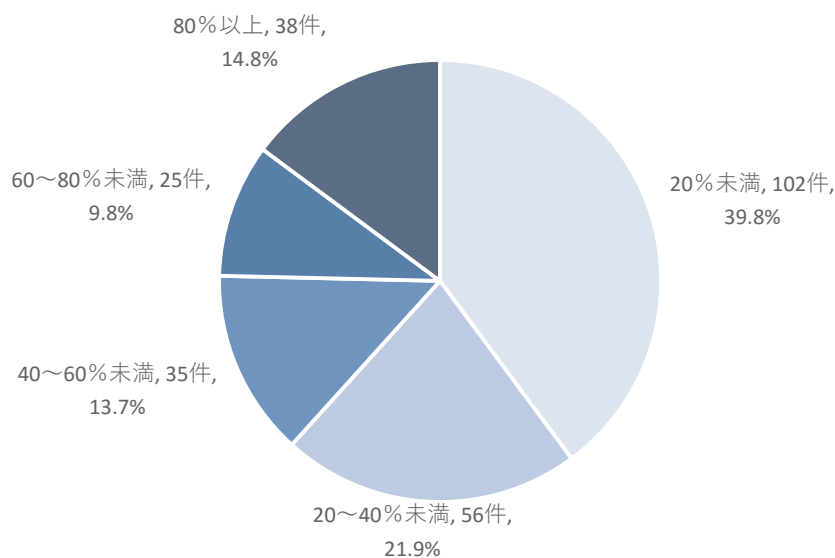
中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで保管状況がもっともひっ迫した時期の保管率(単位: %)

$$= \text{④} \div \text{⑤} \times 100$$

④: 中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで保管状況がもっともひっ迫した時期の保管量(単位: t)

⑤: 中国輸入禁止(平成29年末)以降新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで保管状況がもっともひっ迫した時期の最大保管可能量(単位: t)

図 4-2-2. Q2-2. (2-2)-1 保管状況最ひっ迫時期の保管率
【自由記述回答を基に算出、n=256】



※ 上述の算出式に必要な④・⑤のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数(356件)と一致しない。

(2-3) 令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の保管率

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の保管率」を算出した。

令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の保管率（単位：％）

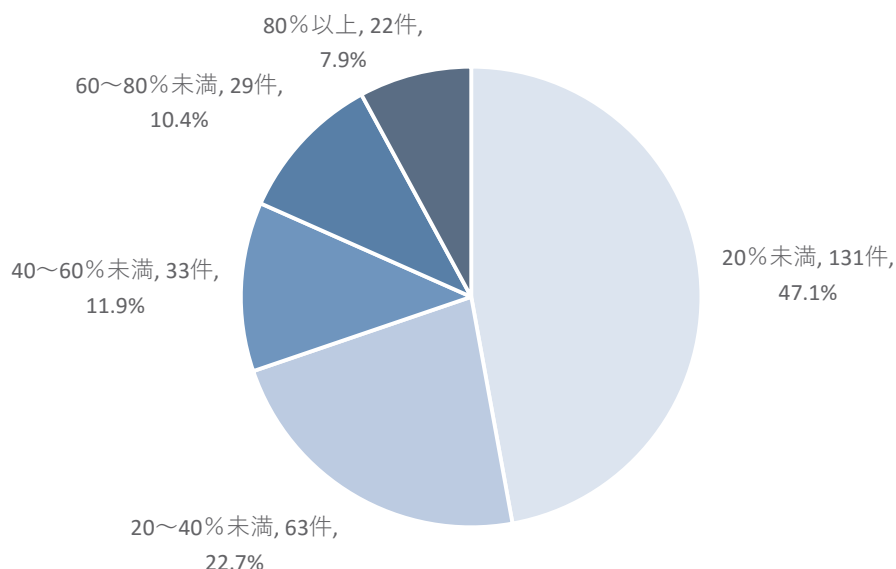
$$= \text{⑥} \div \text{⑦} \times 100$$

⑥：令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の保管量（単位：t）

⑦：令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の最大保管可能量（単位：t）

図 4-2-2. Q2-2. (2-3)-1 令和2年5月時点（新型コロナウイルス感染症の影響最大時期）の保管率

【自由記述回答を基に算出、n=278】



※ 上述の算出式に必要な⑥・⑦のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

(2-4) 令和3年10月末時点の保管率

本設問における回答値から以下の計算式によって「令和3年10月末時点の保管率」を算出した。

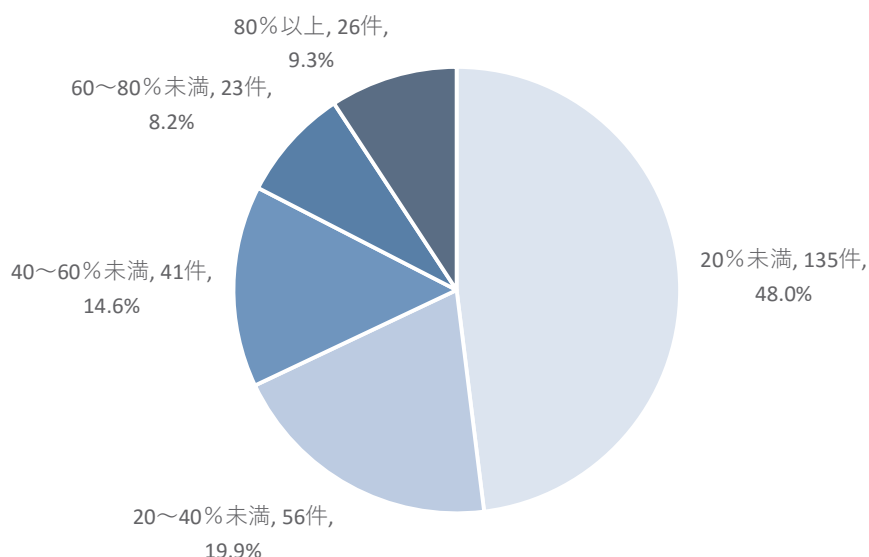
令和3年10月末時点の保管率（単位：％）

$$= \textcircled{8} \div \textcircled{9} \times 100$$

⑧：令和3年10月末時点の保管量（単位：t）

⑨：令和3年10月末時点の最大保管可能量（単位：t）

図 4-2-2. Q2-2. (2-4)-1 令和3年10月末時点の保管率
【自由記述回答を基に算出、n=281】



※ 上述の算出式に必要な⑧・⑨のいずれかが無回答や値回答ではないものがあつたため、n数は回答事業所数（356件）と一致しない。

各時期における、保管率が80%以上の処理施設の割合は、中国輸入禁止直前（平成29年末）で8.5%、新型コロナ流行前最ひっ迫時期（最頻値：平成31年1月）で14.8%、新型コロナ影響最大期（令和2年5月）で7.9%、今回調査時期（令和3年10月末）で9.3%であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響の拡大により、保管率が80%以上の処理施設の割合は低下していたが、今回調査では上昇に転じており、輸入禁止措置直前の水準に戻っていたことが確認された。新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続しているものの、国内処理能力増強等の要因で輸入禁止措置の影響が緩和されている可能性もある。

【Q2-3】

廃プラスチック類の処理料金や受入制限について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

(自由記述回答、単一選択回答)

※(補足)「表の項目」は、以下の通り。

(1) 中国輸入禁止(平成29年末)以前と比べた令和3年10月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合(単位:%)

(2) 令和3年10月末時点で、廃プラスチック類の適正な処理料金の反映(設定)状況(※中国輸入禁止措置に係る影響によるもののみを回答)

(3) 令和3年10月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況

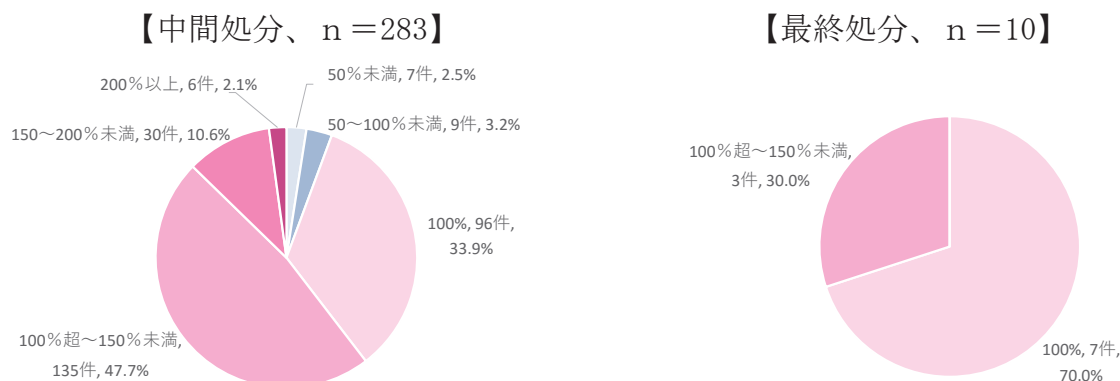
【回答状況】

(1) 中国輸入禁止(平成29年末)以前と比べた令和3年10月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は事業所数)

輸入禁止措置(平成29年12月末)以前に比べて、処理料金が増加した(処理料金の比が100%超)と回答した事業所は、中間処分業で60.4%、最終処分業で30.0%であった。

図4-2-2. Q2-3. (1)-1 中国輸入禁止(平成29年末)以前と比べた令和3年10月末時点の廃プラスチック類の処理料金の割合
(自由記述回答を基に分類)



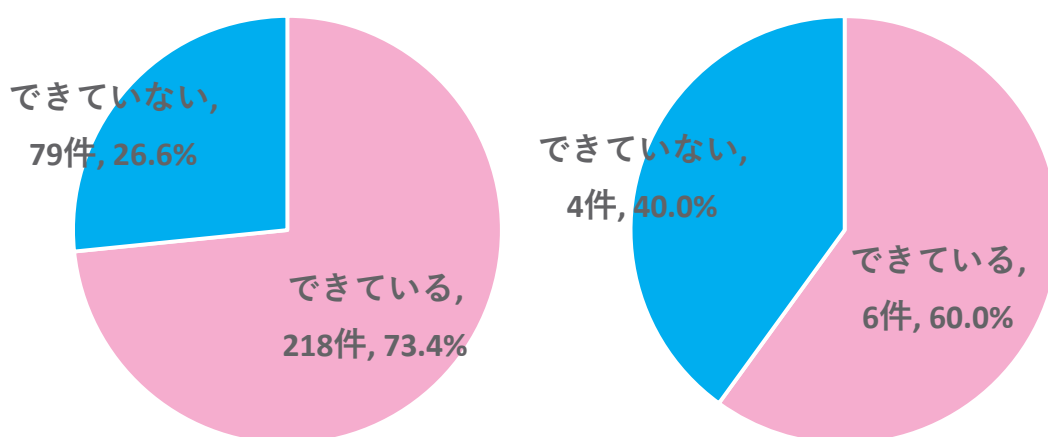
※ 無回答や値回答ではないものがあつたこと、及び、1件の事業所に中間処分・最終処分両方の施設を有していることがあるため、両グラフのn数の合計は回答事業所数(356件)と一致しない。

(2) 令和3年10月末時点で、廃プラスチック類の適正な処理料金の反映（設定）状況

回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

処理料金に反映できていないと回答した事業所は、中間処分業で 26.6%、最終処分業で 40.0%であった。

図 4-2-2. Q2-3. (2)-1 令和3年10月末時点の廃プラスチック類の適正な処理料金の反映（設定）状況（単一選択回答）
【中間処分、n=297】 【最終処分、n=10】



※ 無回答や値回答ではないものがあつたこと、及び、1件の事業所に中間処分・最終処分両方の施設を有していることがあるため、両グラフのn数の合計は回答事業所数（356件）と一致しない。

(3) 令和3年10月末時点で、廃プラスチック類の受入制限の実施状況

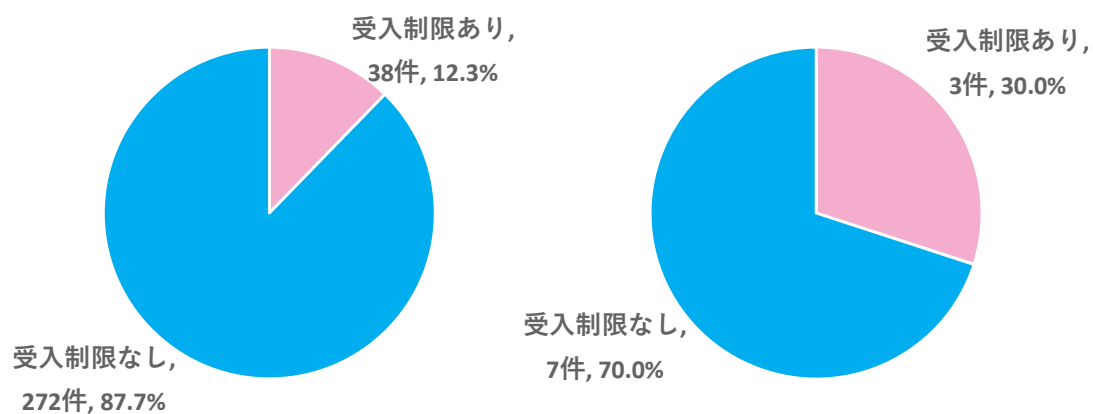
回答は、以下のグラフのとおりであった。（件数は事業所数）

受入制限ありと回答があつたのは、中間処分業で 12.3%、最終処分業で 30.0%であった。

図 4-2-2. Q2-3. (3)-1 令和3年10月末時点の廃プラスチック類の
受入制限の実施状況（単一選択回答）

【中間処分、n=310】

【最終処分、n=10】



※ 無回答や値回答ではないものがあつたこと、及び、1件の事業所に中間処分・最終処分両方の施設を有していることがあるため、両グラフのn数の合計は回答事業所数（356件）と一致しない。

【Q3】

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)による貴社への影響等について、以下の設問にご回答ください。

【Q3-1】

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)により、貴社が受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に影響がありましたか。

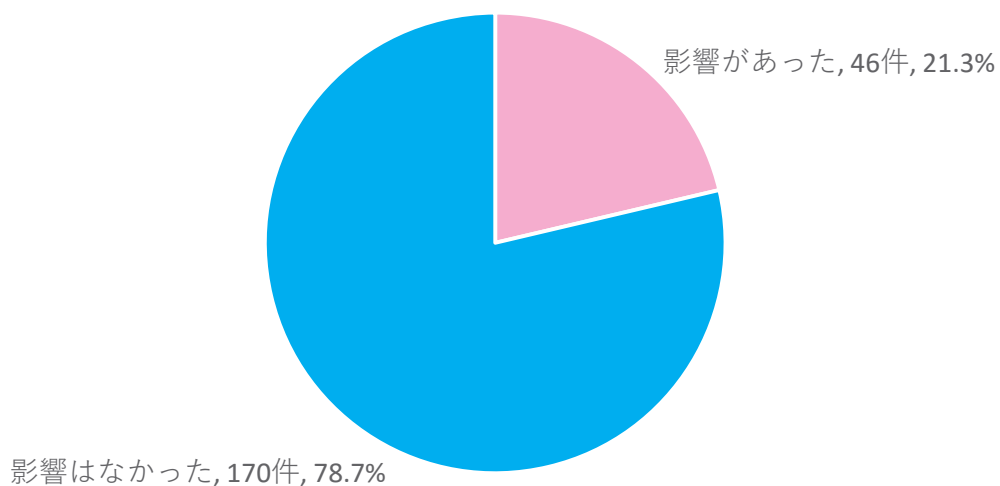
(単一選択回答)

【回答状況】

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は処理業者数)

バーゼル条約附属書改正等により、影響があったと回答があったのは21.3%であった。

図 4-2-2. Q3-1. (1) バーゼル条約附属書改正等による影響の有無
【単一選択回答、n=216】



【Q3-2】

(Q3-1で『影響があった』と回答した場合のみ)

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)の影響に起因すると思われる廃プラスチック類の受入量や性状等の変化について、あてはまるものを選択してください。

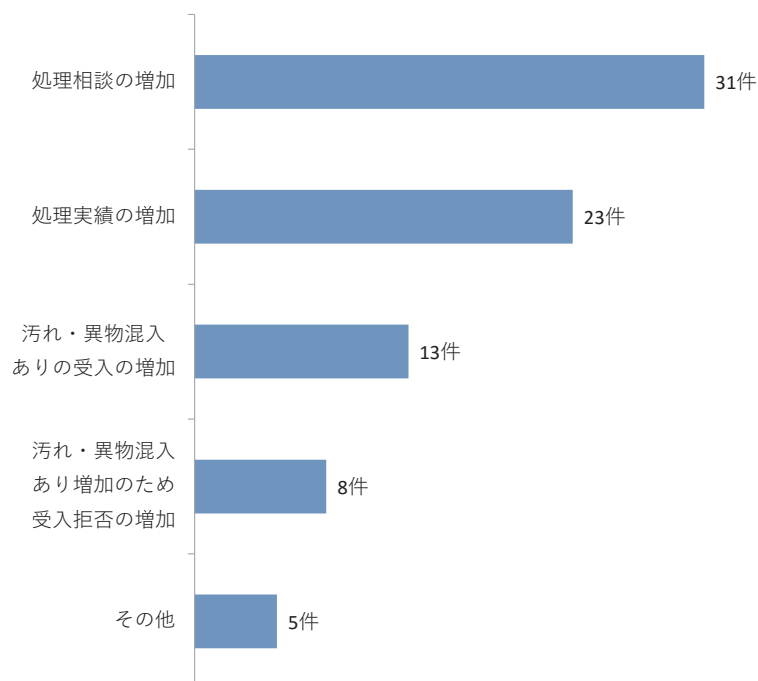
(複数回答可)

【回答状況】

回答は、以下のグラフのとおりであった。(件数は処理業者数)

バーゼル条約附属書改正等の影響に起因すると思われる廃プラスチック類の受入量や性情等の変化としては、「処理相談の増加」が31件、「処理実績の増加」が23件、「汚れ・異物混入ありの受入の増加」が13件、「汚れ・異物混入あり増加のため受入拒否の増加」が8件、「その他」が5件であった。

図 4-2-2. Q3-2. (1) バーゼル条約附属書改正等による影響
【複数選択回答、n=46】



※ 複数選択回答であるため、各選択肢の回答数の合計はn数と一致しない。

なお、「その他」の回答については、具体的に以下の回答であった。

- 弊社処理後、有価物として売却が出来ていた物が、価値が下落したり、売却出来なくなった。
- 海外向けでリサイクルできたものが、出来なくなり焼却場に回すことでコストがかかり、マイナスになることもある。また、焼却場の受け入れに左右されるため、保管も飽和状態になる。焼却場で受け入れできないものは、処理困難物となり埋立処分場に行くことになるため、コストが全く違う。
- 輸出禁止を受けても処理受託しているメーカーからマテリアルリサイクルしか認めない=他国へのマテリアル出荷先を見つけるよう求められた。できない旨を申し出ると広域認定や自社基準のリサイクル率が達成できないと、国として輸出禁止を通知しているにも関わらずメーカー都合を押し付けられた。
- 軽微な動きではあるが、処理後物の再生ルート（マテリアル・燃料利用）への持出量が減り、埋立・焼却ルートに回す量が増えた。
- 受入量・性状に影響なし。処理後物の持出先に影響あり。提携先である輸出商社によるバーゼル付属書改正を踏まえた目視確認・指導により、輸出量は減少。「積層コンデンサ（PET フィルムにセラミックシートが乗っている）から PET フィルムを剥離したもの」は輸出継続、綿の原料にリサイクル。「包装資材、梱包材、成形不良品等」は、輸出量は大きく減少。電子部品工場からの PS にロット番号等の紙シールが貼られ、はがすのが困難なため輸出不可。紙シールがなければ 30～40 円/kg で売却可能のため、排出事業者プラスチックシールテープへの代替を提案するが変更は困難とのこと。この他、バーゼル付属書の基準をクリアできない主な要因は「汚れ」であり、プレス機からの油汚れ、番線締めのカサが代表例である。

【Q4】

上記の設問以外に、廃プラスチック類の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

(自由記述回答)

【回答状況】

具体的な主な回答内容を以下に示す。

(1) 処理状況等

- 現在は適切な分別がなされていれば、処理を委託することには支障が起きていない。
- バーゼル条約よりも新型コロナウイルスによる影響の方が大きかった。
- 当社は地方のため都市部からの流入を懸念していたが、実感できるほどの影響や問い合わせは受けていない。
- 廃プラスチック類については、現状での搬入量などは安定してきていると感じます。
- 以前より処理後の搬出先を国外に依存していなかった当社としては、中国の輸入禁止の影響による直接的な影響は少なかったものの、同業他社の受入制限などにより、当社への問い合わせ及び搬入量は大幅に増えていた。また一方で、処理をしたリサイクル品については国内での流通量が増えたことで、その使用先において供給過多の状態となり、受入制限等も行われていた。さらに、その後のコロナ禍の影響によっても、使用先が事業縮小を行うなど、使用量そのものが減少する状態等もあり、一時的ではあった物の、当社としても受入が増加する一方で、リサイクル後の搬出先での受入制限を受けるという、バランスの悪い状況が生じていた。国は、廃プラスチック類の国内リサイクルの推進を謳っているが、単に処理としてのリサイクルを推進する以前に、リサイクル製品の大幅な使用先拡大を進めてもらわなければ、リサイクル処理を続けることは困難となる。廃プラスチックに限ったことではないが、昨今は、リサイクル製品を使用した際の品質維持や製造設備管理でのリスク回避の観点から、むしろリサイクル製品の使用を控える様な傾向が増えつつあるように感じている。リサイクルした物が安定的に流通し、さらにはその流通量が拡大できるよう、リサイクル品の使用先拡大に努めてもらいたい。
- 塩素濃度や再生不可物が増え、埋立処分が増えてしまった。リサイクル率の低迷、経費が高くなってしまい困る。建設などの製造から見直しても

らいたい。

- 搬入状況の所感を記させていただきます。中国輸入禁止時のインパクトに比べると、現状は非常に落ち着いている印象を受けます。中国輸入禁止時には、受入量を 100 とすると、120～130 位処理場への搬入希望がある中、新規の問合せ、既存顧客の増量をお断りさせていただいて、定量の 100 を搬入しておりました。それに比べますとコロナにより搬入量減少もあり、現状は 80～90 位のイメージです。
- バーゼル法により問い合わせが増えた印象はあまり感じておりません。
- バーゼル条約附属書改正等の影響による廃プラスチックの処理に関してはあまり影響はなかったが、処理後の再資源化物の流通については多少の影響があった。また、今年 4 月 1 日のプラスチック資源循環促進法施行により影響があらわれるのではないかと予測される。
- 中国禁輸以前と比べ、地域性もあるかと思いますが急激な増加等はありませんでした。また、当社では RPF を製造しており、一部の排出事業者で、有価物から廃棄物に変わり処理の委託を受けることがありましたが、急増することはありませんでした。新型コロナウイルスがまん延するなかでも、大きく受入量が減ることもありませんでしたが、国外からの建材輸入の減少や鋼材の値上がりも起因してなのか、建築（戸建て等）案件の減少からか建築・解体廃棄物の動きが鈍くなっている感じを受けます。
- 中国輸入禁止の影響は大きく受けてはいない。
- 当社工場の圧縮・梱包装置は古紙回収に使っています。廃プラスチック類の回収は顧客の要望により止むを得ない場合に限って受入していますので、扱い量は少なく中国の影響はあまり受けていません。
- 弊社取り扱い品は品目数量ともに限定的で、中間処理後はほぼ国内有価販売しております。よって設問にあるような中国の影響を直接的に受けることはございません。

（２）処理費

- 中国輸入禁止により廃プラ国内外の行き場がなくなり、マテリアルリサイクルの売れない品物を受入を止めた。その分焼却場ゆきとなり処理代高騰に繋がった。納入先が見つければ、又、再開して受入を検討したいので受入先情報が欲しい。
- 廃棄物の減少に伴い、処分単価が下落している傾向にある。
- 地方における廃棄物収集運搬委託及び処分委託の料金に矛盾が生じている中で事業活動としての存続が難しくなっている。

(3) 処理後物

- 国内において、中間処理後の製品販売先が少なくなって来ており、苦悩している。
- 廃プラスチック類の出荷先からの、入荷制限がある場合が多く出荷先に困る事がある。現在は保管量を超える事はないが、今後懸念される。
- 廃プラスチック類の入荷が、単一品種でなく汚れているためリサイクルができず安定型にしか埋められない。
- マテリアルリサイクルについてはカスケードリサイクルであり、現状でも海外への輸出に依存しているため、国内だけでのリサイクルについては困難になる懸念がありますが PET ボトルの廃容器についてはボトル to ボトルのリサイクル工場が増えており今後PET ボトルの廃容器については取り合いになる想定がされます。
- 焼却施設からの受入れ拒否の為、新規案件における最終処分先の確保に苦労した。

(4) 自治体の対応等

- 自治体ごとに意識と見解が異なる事もあり、処理業務が行い易くなる様に、自治体単位では統一性（各自治体での対応・意識的なバラツキなど）を持ってほしい。
- 域外産業廃棄物搬入規制があり、受入れの問い合わせは多かったものの、新規域外案件を受入れることができなかった。
- 混合廃棄物からの有価物を回収を目的に振動ふるい機などの選別機器を設置して処分業許可を取得したいが、自治体によっては処分方法としての「選別」を認めない自治体がある。「選別」を処分業の許可対象として認めて欲しい。
- タイヤの中間処理を専業として行っているのですが、中間処理後物は石炭などの代替燃料として利用してもらっています。品質向上や規格（より細かく、またワイヤー除去など）の変化をさせることで、その様な需要家は石炭も大量に使用しているため、その置き換え脱石炭に繋げる事ができます。しかしそこには設備導入が不可欠になります。設置許可が直ぐに下りず時間が掛かる事がリサイクル状況や環境を悪化させています。事前協議が既に2年を経過しているのに完了していません。CO2 搬出量削減に向けて進める事業を拒んでいるとしか思えません。新規事業であれば精査する時間が掛かるのは分かりますが、30年以上このリサイクルに携わり優良認定を取得していても何の意味もありません。

(5) 環境省への要望

(廃棄物規制)

- 処理業者として、廃プラスチック類の火災には細心の注意を払っているが、排出事業者の意識改革が必要だと感じる。排出事業者へ分別や、危険物混入防止への注意喚気を行って欲しい。
- 発生する廃プラスチックの中でも、スーパー等から排出される汚れたビニール類に関しては、行政の可燃ごみ（事業系一般廃棄物）として処理をお願いしたい。選別も困難で処理方法も焼却となることが多い為、民間施設数も限られており対応に困るところがある。
- 専ら再生に向ける廃プラスチック類は、専ら物のカテゴリーに含めて欲しいです。
- 国内処理を推進する特例等、国内処理をできるだけ推進する仕組みがあると良いと思います。
- 積み替え保管の業の範疇である、「廃棄物から有価物の抜き取り」、「処分前の手選別」を処分業の範疇でも行えるようにしたら、より高い順番の3Rに貢献できるのではないかと思います。不正処理の懸念があるようでしたら、とりあえず優良事業者だけでも効果があるのではないのでしょうか。
- 許可業者の合併等について、廃棄物処理法では、施設設置許可（15条施設）に関する承継手続の規定はあるが、業の承継手続に関する規定がない。業の許可についても承継を認めて欲しい。
- 優良産廃業者に対し廃プラの保管量を7日分から14日、さらには28日とされたが、スペースのない処理業者もいるため、実状が理解されていない（申告式が妥当）。廃プラは燃焼カロリーが大きいものが多く、焼却処理でも廃プラ専焼炉でない限り炉壁（耐火煉瓦）を痛めることを実情として理解ください。混合廃プラの処理はCO2削減にもつながる代用コークス化が最適であると思います。
- 廃プラスチックの中にLi-ion電池の混入が年々増加しております。選別は強化しているものの破砕での発火事故が頻繁に発生している事態です。Li-ion電池の除去、発火に対する初動対応などを機械化にしない限り、これからの中間処理施設は維持・運営できない環境です。製造メーカーへの責任、また処理施設への補助金拡大など、廃Li-ion電池対策を講じていただきますよう宜しくお願い致します。
- リチウムイオン電池の混入防止。リサイクル困難な素材の使用制限（塩素系等）。
- 政令等を改正し、廃プラスチック類（分離不可分の物を除く）の埋立処分をできるだけ早く中止すべきと考える。

- 排出段階での分別の徹底。
- 中国の輸入禁止による影響が大きく適正保管量維持のため頻繁に搬入停止措置をとらねばならず、排出事業者に多大な迷惑を掛けてしまった。他の処分業者も同様の措置をとっていたようで、行き場のない廃棄物の行き先が懸念された。今は落ち着いたが、今後同様な突発的な事態に際し対応できるような措置を講じてほしい。
- 適正な処理単価の設定。
- 中間処理後の有効活用の促進。

(補助制度)

- 廃プラ処理施設への設備投資への補助金給付、税制優遇措置等につき、ご検討いただければ幸いです。
- 近年問題となっている、廃プラスチックの処理に取り組むため当社では、廃プラ処理の RPF 事業を始めました。廃プラと選別後の一般可燃ごみの処理が可能で廃棄物削減に効果的です。RPF 製品の使用用途の拡大を望みます、製品の販路が広がります。RPF 事業を継続維持するためにも、補助事業としての施設管理の補助をお願い致します。
- 適正処理のために廃棄物処理業の振興について宜しく願います。プラ新法で結果的に処理業者の体力を削るものにならないようお願い致します。
- 今後の廃プラスチックの処理方法について地球温暖化やCO2の削減など地球環境の維持を重視することを目的に ISO14001 の活動目標をリサイクル量の達成目標を掲げ、処理方法ではマテリアルリサイクル率の向上を目的に光学選別機を導入して参りましたが、中国の輸入禁止措置によって特に廃プラスチック類のリサイクル活動は後退する形となっています。課題としては、取引先様各社のご理解と協力体制の改善が必要です。社内の課題ではより高度な選別機能が必要となるなど、外部の環境の変化に対応可能な設備の確保や技術的な支援が課題と考えます。研究開発費の補助や廃プラスチック処理技術の共有などに関する主動的な活動を切望します。

(資源循環)

- プラスチックに関しては、廃プラスチック類のリサイクル燃料 (RPF) の需要が高まる政策をお願いしたい。また、プラに限らず、廃棄物由来の燃料による火力発電が、イコール、ゴミの焼却処分場という「負」のイメージではなく、クリーンな電力という良いイメージになるよう期待したい。
- リサイクル製品の有効活用。

- 分別、洗浄後の廃プラスチック類を有価で引き取ってくれる制度作り。
CO2 排出量削減計画や脱炭素社会への推進、プラスチックのごみ問題などで多くの排出事業者がプラスチックのマテリアル化やプラスチックを使用しない製品を開発することが現在トレンドとなっています。このままでは廃プラスチックの排出量が確実に減り、平成 29 年末以降で多くの処理業者が投資した設備の稼働率が低下すると予想され、それと同時にサーマルリサイクルとしての原料も減るのは確実です。しかし考え方によれば設備の余剰を利用して更なるリサイクル化は可能です。

【例:サーマル利用の推進】①一般廃棄物(不燃ごみ)の再利用化、②安定型埋立物の分別強化、③海洋プラスチック問題への投資、などが挙げられ、一部の自治体や事業者は取り組んでいますがほとんどの事業者は関わっていません。多くの民間処分業者はこの数年でサーマル利用のノウハウやゼロエミッション化可能な技術を取り入れてきました。もう少し環境省が主体となって環境問題や廃棄物の有効利用を推進していただければ更なる廃棄物抑制に向けた循環型社会を実現できるのではないかと思います。
- プラ新法も閣議決定され来年施行されますが、引き続き再生プラスチック原料の国内需要の拡大のための需要喚起策を進めていただきたい。特に、需要家であるメーカーに対して再生材使用率などの数値目標も織り込み使用量を増やす方向に導く政策を要望いたします。
- 規制ばかりでリサイクルをするためのはけ口をもっと作ることが大事では。法整備も含め優先的にリサイクル材を利用できる流れにならないと、循環型社会として確立していくことは難しい。
- リサイクル利用については、中国市場の規制や影響によって方向変換せざるを得ない状況にあるのもどうかと思いますので、国が主導して工事・製造・その他あらゆる分野で廃棄物をリサイクルして優先的に利用していくような大きな取組み法律などを施行して動かないと、民間レベルでは限界あるし、進まない。行動していただきたい。
- 日本では、ほとんどがサーマルリサイクルに頼っている現状を変えて行くため、公的資金を投入して、マテリアルリサイクルを推進しようと動かれています。意識と実行力のある民間会社と、地方自治体が協力して進めて行くことが大切と考えます。環境省には、その大きな流れを作るため、モデル事業などを進めていただければと思います。
- 新しいリサイクル手法の検討。
- リサイクルをするうえで最も必要なことは処理前の「分別」が必要であり、その工程にはマンパワーと費用がかかる。そもそも製造者責任かつリサイクルに配慮したものづくりをすればよいものを、最終的には処理業者

にゆだねられる。企業使命としてマテリアル化にしたいが、単一素材のものが非常に少なく国内での買手も少ない。特に北海道内には存在せず、結果逆有償で道外に渡ることになる。また、マテリアルにするにしても LCA の観点から見た場合、果たしてマテリアルリサイクルは優先順位の高いリサイクルといえるのかも疑問である。作る側そして輸入品のプラスチック製品にもメスを入れない限り、国内でのマテリアルリサイクルは確立されず、CO₂ を多量に排出しながら国外流出している現状を今一度見直す必要があると思う。焼却時の排熱利用や燃料化を含むサーマルリサイクルもマテリアル同様の位置づけで評価してほしいと個人的に思う。安全配慮設計や食品衛生法等様々な法律が絡む中で、リサイクル＝マテリアルありきで進まれても結果的に処理しきれず海洋汚染を引き起こす要因になるのではと常々思う。特に業許可を得ていないブローカー的な業者の取り締まりも強化すべきだと思う。

- 自社で処理後売却できない廃プラスチック類は、主に RPF 化施設や焼却施設を所有する他の処理業者に処理を委託しています。現状で売却できない種類の廃プラスチック類が、有価物として再利用されるようになるよう、技術開発や利用促進の政策をご検討願います。
- プラスチック資源循環戦略による分別の徹底により、単純埋立、焼却の委託量減少によるリサイクル率の向上が期待されます。
- サーマルリサイクルやケミカルリサイクルにおいて国内のセメント会社、製紙会社、製鉄メーカーの使用量に限度があるため分別されたものに対して需要と供給量のバランスが取れるようにする必要があります。分別や回収のプロセスだけではなく最終の行き先を整備しなければ資源循環が成立しないと思われま。2017 年の中国のプラの輸入規制の際も国内にプラスチックが還流して中間処理後の委託先がひっ迫して大変苦慮いたしました。その後、第三国への輸出が活発になると同時に中国系の業者が日本国内で再生原料を製造する事業を立ち上げたなどが要因と思われま。現状としては廃プラスチック類のリサイクルおよび最終処分については需要と供給のバランスはとれております。1 月よりバーゼル法の改正がありましたが、改正に伴い相談や物量が増えた印象はほとんどありません。現状では貿易で流れているようです。いずれは通関が厳しくなりマレーシアやベトナム等に輸出されているプラスチック類についても国内に還流する可能性があり、最終の行き先（リサイクル先）を充実させていく取り組みが必須であると感じております。
- 現在のサーマルリサイクルに頼る適正処理から、マテリアルリサイクルへシフトしていく流れになるのであれば、焼却処理を無くすことだけでは

不十分ではないでしょうか。マテリアルリサイクルの間口がひろがるような取り組みをお願い致します。

- 廃プラスチックの分別について、もっと徹底すべきと思います。大手企業、県、市によって取り扱いがバラバラでありリサイクル、再資源化は一部の企業や産廃業者が行っても不十分と思います。国全体で県民が一体となって行動することを期待しています。
- 今年4月施行を目指すプラスチック資源循環法により、排出事業者も変化してきたと感じつつも、塩ビ廃プラや残渣付きプラのリサイクルについてはまだ課題が大きいと感じている。処理困難物を如何に再資源化するかはまだまだこれから解決していかねばならない問題と思う。

(輸出入)

- 出来る限り国内で適正処理が完結するように政策を進めていく方がよろしいかと思います。国外への輸出は原料ではなく、製品(RPFのような代替燃料でも可)から輸出可能とすれば、規制強化時でも影響はあまり大きく受けずに済むのではないのでしょうか。
- 廃プラスチック輸出規制の緩和(バーゼル条約)。

(その他)

- インターネット他メディアを活用し、排出元→収集運搬→処分(再生処理や最終処分含め)の流れや、廃掃法、適正処理に関する情報を分かり易く発信する機会を増やし、廃棄物処理業は、生活に必要なインフラ・静脈産業である事の認識を更に広めて頂きたい。
- 優良認定の意義・処理業者紹介サイト・オンライン含む情報交換会・講習会などの更なる充実で、行政・事業者・一般市民の方全てにおいて認識が広がれば、脱炭素化・カーボンニュートラルも進む事と思います。
- 弊社は、地元自治体において優良認定、エコアクション認証を取得し、CO2 排出量削減等の環境配慮を心掛けながら、永年、地場の産業・経済を支えるために産廃処理業者として施設を運営しています。各地域に同様の処理業者さんが、国内外の規制や政治的な変化によって影響を受けながらも日々努力を積み重ね維持しています。このような私たち地場の産業廃棄物処理業者が、今後も安心して営業を継続出来るように、今後とも環境政策ご担当者様のご理解とご協力をお願い致します。
- ガラス繊維が混ぜられたプラスチック製品が増えている印象だが、リサイクルの観点から考えると今後の課題となるのではないかと危惧している。

- 廃プラスチック類における、処理業者の認識は高いと思われるが、排出側の認識が無く、適正処理に影響があると考ええる。

参考資料（１） 環境省依頼文書（事務連絡）～自治体向け～

事務連絡
令和3年11月19日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜りお礼申し上げます。
平成29年末以降、中華人民共和国等の外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施され、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となったことから、国内処理の逼迫の状況を把握する等の目的で、平成30年8月から5回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市並びに一部の産業廃棄物処理業者に対し、「外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響について状況調査」を行ったところです。前回の調査結果では、新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の停滞等の影響によって、国内処理の逼迫の状況については、一時期輸入禁止措置以前の平成29年末の水準より大きく低下しましたが、令和2年11月末時点では、平成29年末以前の水準に戻りつつあることが確認されました。

その後の国内におけるパーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の変化による影響も踏まえ、最新の状況を把握することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第3項の規定に基づき、標記の調査を実施いたします。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ですが、別紙様式により、令和3年12月24日（金）までに、下記問合せ先のE-Mail宛先まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査の結果は、統計的な情報を集計した結果のみを報告書として公表しますが、公表する以外の回答内容の一部も行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示対象であることを申し添えます。

【調査に関する問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

企画部 森川、^{きいでん}改田

電話：03-4355-0155 E-Mail：works@sanpainet.or.jp

【担当】

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

松林、金子

参考資料（２） 環境省依頼文書（事務連絡）～処分業者向け～

事務連絡
令和3年11月19日

産業廃棄物処理業者 各位

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査について（依頼）

平素は、産業廃棄物の適正処理、資源循環の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成29年末以降、中華人民共和国等の外国政府において使用済の廃プラスチック類の輸入禁止措置等が実施され、従前輸出されていた廃プラスチック類の国外処理が困難となったことから、国内処理の逼迫の状況を把握する等の目的で、平成30年8月から5回にわたり、都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市並びに一部の産業廃棄物処理業者に対し、「外国政府による廃プラスチック類の輸入規制等に係る廃棄物処理等への影響について状況調査」を行ったところです。前回の調査結果では、新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の停滞等の影響によって、国内処理の逼迫の状況については、一時期輸入禁止措置以前の平成29年末の水準より大きく低下しましたが、令和2年11月末時点では、平成29年末以前の水準に戻りつつあることが確認されました。

その後の国内におけるバーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の変化による影響も踏まえ、最新の状況を把握することを目的とし、標記の調査を実施いたします。

つきましては、ご多用中のところ大変恐縮ですが、別紙様式により、令和3年12月24日（金）までに、下記問合せ先のE-Mail宛先まで御回答いただきますようお願いいたします。

なお、この調査の結果は、統計的な情報を集計した結果のみを報告書として公表し、企業名や個人名等は公表しないことを申し添えます。

【調査に関する問合せ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

企画部 森川、^{かいでん}改田

電話：03-4355-0155 E-Mail：works@sanpainet.or.jp

【担当】

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

松林、金子

参考資料（3） 回答フォーム～自治体向け～

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査

【自治体様向け】

廃プラスチック類等の処理の状況等

について、以下の設問へのご回答をお願いいたします。
 本調査の報告書においては、集計値(件数、割合等)のみ公表し、個別の自治体名や企業名が公表されることはありませんが、求められた場合、一部の回答内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき公表対象となることにご留意ください。

ご回答された方について

↓ご回答された方についてご記入ください。

自治体名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※本回答フォームについては、集計の都合上、行・列の追加や削除は行わないようお願いします。

Q1

前回調査時点(令和2年11月末)以降、令和3年10月末時点で、所管区域内において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類に係る産業廃棄物の不法投棄事案(1件当たりの廃プラスチック類の投棄量が10トン以上の事案)を把握しましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

把握している(外国政府による廃棄物の輸入規制に起因する可能性のあるもの)

把握していない

→【「把握している」に「○」を選択した場合】

把握している事案について、可能な限り詳細に以下の項目をご記入ください。
 (複数ある場合は全て回答してください。)

※本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみの公表を想定していますが、**求められた場合以下の回答内容も場合により公表対象となることにご留意ください。**

回答例	把握時期	令和3年3月			
	発生場所	〇〇市			
	廃棄物種類	家電製品部品等			
	投棄量(概算)・単位	量	50	単位	トン
	発覚の契機	周辺住民からの通報			
	生活環境保全上の支障等の有無	鉛による土壌汚染			
	自治体の対応や指導	令和3年3月 令和3年7月 令和3年8月	現地確認、土地所有者へ聴取 行為者(処理業者)の特定、立入検査 文書指導		
	指導に対する実行者等の対応	令和3年9月 令和3年10月	同年8月指導に対し改善計画書を提出 飛散防止のための保護シート敷設		
	今後の対応方針等	令和4年3月までに撤去し、適正処理を実施・完了するよう指導中。			

不法投棄 事案-1	把握時期				
	発生場所				
	廃棄物種類				
	投棄量(概算)・単位	量		単位	
	発覚の契機				
	生活環境保全上の 支障等の有無				
	自治体の対応や指導				
	指導に対する 実行者等の対応				
	今後の対応方針等				

※事案が2件以上ある場合は、別sheet「Q1_不法投棄事案(2件目以降)」にご記入ください。

Q2

前回調査時点(令和2年11月末)以降、令和3年10月末時点で、所管区域内の産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反(保管上限の超過)事案を把握しましたか。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	保管基準違反(保管上限の超過)事案を把握している
<input type="checkbox"/>	把握していない

→【把握している】に「○」を選択した場合

**把握している事案について、可能な限り詳細に以下の項目をご記入ください。
(複数ある場合は全て回答してください。)**

※本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみの公表を想定していますが、**求められた場合以下の回答内容も公表対象となること**にご留意ください。

回答例	把握時期	令和3年5月			
	発生場所	〇〇町〇〇			
	廃棄物種類	自動車製品部品			
	保管上限量・単位	量	500	単位	トン
	保管量・単位	量	550	単位	トン
	発覚の契機	周辺住民からの通報			
	自治体の対応や指導	令和3年5月 立入検査、口頭指導			
	指導に対する 実行者等の対応	令和3年5月 対応により改善、体制の再整備 令和3年6月 改善報告書及び再発防止方策の提出			
	今後の対応方針等	なし			
保管基準 違反事案-1	把握時期				
	発生場所				
	廃棄物種類				
	保管上限量・単位	量		単位	
	保管量・単位	量		単位	
	発覚の契機				
	自治体の対応や指導				
	指導に対する 実行者等の対応				
	今後の対応方針等				

※事案が2件以上ある場合は、別sheet「Q2_保管基準違反事案(2件目以降)」にご記入ください。

Q 3

令和元年5月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃プラスチック類に係る処理の円滑化等について」を踏まえて、貴自治体を実施した措置等について、以下の設問にご回答ください。

Q3-1

廃プラスチック類の域外からの搬入に関して、事前協議制等による域外からの産業廃棄物の搬入規制等の廃止、緩和等を実施しましたか。
前回調査時点(令和2年11月末)以降、令和3年10月末時点での状況についてご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- 中国による輸入禁止以前から事前協議・届出制等は設けていない
- 事前協議・届出制等を設けていたが、廃止・緩和等を行った
- 事前協議・届出制等を設けており、廃止・緩和等を行っていない

【「廃止・緩和等を行った」に「○」を選択した場合】

廃止・緩和等の内容として当てはまるものに「○」をご記入ください。

↓ (複数回答可)

要綱・手引等を改正し、廃止・緩和等を行った

→ 改正時期をご回答ください : 年 月

→ 改正内容として当てはまるものに「○」をご記入ください(複数回答可) :

- 事前届出・協議制等を廃止した
- 事前届出・協議制等を緩和した(例：廃プラスチック類に係る手続の不要化)
- 搬入手続の合理化を行った(例：添付書類の省略)
- 搬入手続の迅速化を行った(例：手続更新期間の延長)
- その他

→ 実施した改正内容の具体的内容等についてご記入ください :

要綱・手引等は改正していないが、廃止・緩和等を行った

→ 対策時期をご回答ください : 年 月

→ 実施した廃止・緩和等の具体的内容等についてご記入ください :

Q3-2

廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施しましたか。
前回調査時点(令和2年11月末)以降、令和3年10月末時点での状況について
ご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- 実施している
- 実施していない

→【「実施している」に「○」を選択した場合】

実施した具体的内容等についてご記入ください。

Q3-3

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理の
受入を実施していますか。
前回調査時点(令和2年11月末)以降、令和3年10月末時点での状況について
ご回答ください。

※都道府県で把握していない場合は、管内市町村に実施の有無、時期を確認の上ご回答ください。
※政令市の場合は、市内の一般廃棄物処理施設についてご回答ください。

↓当てはまるものひとつに「○」をご記入ください。

- 管内市町村で処理を受け入れた事例がある
- 管内市町村で処理を受け入れた事例はない

→【「受け入れた事例がある」に「○」を選択した場合】

事例の詳細について、以下にご記入ください。

記入例	市町村名	〇〇市	実施時期	令和3年9月
受入事例-1	市町村名		実施時期	
受入事例-2	市町村名		実施時期	

※事例が3件以上ある場合は、別sheet「Q3-3_受入事例(3件目以降)」にご記入ください。

Q3-4

令和元年9月に改正廃棄物処理法施行規則が公布・施行され、優良産廃処理業者に限って、**廃プラスチック類**の保管上限が14日間から28日間に引き上げられましたが、それに伴う保管の場所に関する事項を変更した届出はありましたか。また、引き上げた事例を把握していますか。

前回調査時点(令和2年11月末)以降、令和3年10月末時点での状況についてご回答ください。

↓当てはまるものに「○」をご記入ください。(複数回答可)

保管の場所に関する事項を変更した届出があった
(法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項)

-----> 届出件数をご回答ください : 件

処分業者からの聞き取り等により把握している事例がある(上記届出によるものを除く)

-----> 把握事例件数をご回答ください : 件

届出及び把握している事例ともない

Q4

上記の設問以外に、**廃プラスチック類**のひっ迫状況等について、特筆すべき事項があればご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

Q5

上記の設問以外に、**廃プラスチック類**の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

参考資料（４） 回答フォーム～処分業者向け～

国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査
【処理業者様向け】

廃プラスチック類等の処理の状況等について、以下の設問へのご回答をお願いします。

本調査の結果は、集計値(件数、割合等)のみ公表し、個別の自治体名や企業名が公表されることはありません。

ご回答された方について

↓ご回答された方についてご記入ください。

企業名	
部署名	
役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※本回答フォームについては、集計の都合上、行・列の追加や削除は行わないようお願いいたします。

Q1 令和3年10月末時点で、貴社の廃プラスチック類に係る事業所について、主要なもの(最大5件まで)についてご回答ください。

↓主要な廃プラスチック類に係る事業所について以下の項目をご記入ください

※同一の事業所内に「最終処分場」および「中間処理施設」がある場合、以下回答欄に「別事業所として」(分けて)ご記入ください

No	施設を有する事業所名	事業所の所在地	施設の種類
記載例	〇〇〇事業所	〇〇〇県 〇〇〇市	破砕、焼却、選別、圧縮
事業所-1			
事業所-2			
事業所-3			
事業所-4			
事業所-5			

Q1でご回答いただいた事業所について、以下の設問にご回答ください。

Q2-1 廃プラスチック類の処理量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各事業所について、以下の表中の項目をご回答ください

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。
 ※「処理実績」は、各時期における廃プラスチック類の平均的な処理実績量(概数で可)をご回答ください。
 ※「処理可能量」は、廃プラスチック類の処理可能な最大量(概数で可)をご回答ください。
 ※「最終処分場」については回答不要です。
 ※「①+②」「③+④」「⑤+⑥」「⑦+⑧」は、①～⑧に入力した値による計算結果が自動的に表示されます。[100%以上の値が表示された場合は、①～⑧に入力した値に誤りがないかご確認ください。]

記載例	施設を有する事業所名	時期												
		中国輸入禁止(平成29年末)直前			中国輸入禁止(平成29年末)以降 新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)までで 処理状況がもっとも逼迫した時期			令和2年5月時点 (新型コロナウイルス感染症の影響最大時期)			令和3年10月末時点			
		②処理実績 (単位:t/日)	③処理可能量 (単位:t/日)	①+③ (自動計算)	時期 (和暦年・月)	④処理実績 (単位:t/日)	⑤処理可能量 (単位:t/日)	③+⑤ (自動計算)	⑥処理実績 (単位:t/日)	⑦処理可能量 (単位:t/日)	④+⑦ (自動計算)	⑧処理実績 (単位:t/日)	⑨処理可能量 (単位:t/日)	⑥+⑨ (自動計算)
	〇〇事業所	10	40		令和元年1月	35	40		20	40		20	40	
事業所-1														
事業所-2														
事業所-3														
事業所-4														
事業所-5														

Q2-2 廃プラスチック類の保管量について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

Q1で回答した主要な廃プラスチック類に係る各事業所について、以下の表中の項目をご回答ください

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。
 ※「保管量」は、各時期における廃プラスチック類の平均的な保管量(概数で可)をご回答ください。
 ※「最大保管可能量」は、廃プラスチック類の保管上限値(1日あたりの処理能力の28日分)ではなく、該当事業所内の廃プラスチック類の保管が可能な最大量(概数で可)をご回答ください。
 ※「最終処分場」については回答不要です。
 ※「①+②」「③+④」「⑤+⑥」「⑦+⑧」は、①～⑧に入力した値による計算結果が自動的に表示されます。「100%以上」の値が表示された場合は、①～⑧に入力した値に誤りがないかご確認ください。

記載例	施設を有する事業所名	時期												
		中国輸入禁止(平成29年末)直前			中国輸入禁止(平成29年末)以降 新型コロナウイルス感染症流行(令和元年度末)まで 保管状況がもつとむつした時期				令和2年5月時点 (新型コロナウイルス感染症の影響最大時期)			令和3年10月末時点		
		①保管量 (単位:t)	②最大保管 可能量 (単位:t)	③+④ (自動計算)	時期 (和暦年・月)	⑤保管量 (単位:t)	⑥最大保管 可能量 (単位:t)	⑦+⑧ (自動計算)	⑨保管量 (単位:t)	⑩最大保管可能 量 (単位:t)	⑪+⑫ (自動計算)	⑬保管量 (単位:t)	⑭最大保管可能 量 (単位:t)	⑮+⑯ (自動計算)
事業所-1		10	40		令和元年1月	35	40		20	40		20	40	
事業所-2														
事業所-3														
事業所-4														
事業所-5														

Q2-3 廃プラスチック類の処理料金や受入制限について、以下の表の項目ごとにご回答ください。

※「施設を有する事業所名」欄には、Q1での回答内容が自動的に表示されます。

記載例	施設を有する事業所名	中国輸入禁止(平成29年末)以前と 比べた令和3年10月末時点の 廃プラスチック類の処理料金の割合 (単位:%)	令和3年10月末時点で、廃プラスチック類の 適正な処理料金の反映(設定)状況 (※中国輸入禁止措置に係る影響による もののみを回答)	令和3年10月末時点で、 廃プラスチック類の受入制限の 実施状況
事業所-1		150	反映(設定)できている/いない	受け入れ制限あり/なし
事業所-2				
事業所-3				
事業所-4				
事業所-5				

バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)による貴社への影響等について、以下の設問にご回答ください。

Q3-1 バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)により、貴社が受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に影響がありましたか。

↓当てはまるもの一つに「○」をご記入ください。

- 影響があった
- 影響はなかった → Q4へお進みください。

Q3-2 【Q3-1で『影響があった』と回答した場合のみ】
 バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)の影響に起因するとと思われる廃プラスチック類の受入量や性状等の変化について、あてはまるものを選択してください。
 (複数回答可)

↓当てはまるもの「○」をご記入ください。(複数選択可)

- 廃プラスチック類の処理相談が増えた
- 廃プラスチック類の処理実績が増えた
- 汚れや異物の混入がある廃プラスチック類の受入が増えた
- 汚れや異物の混入がある廃プラスチック類の受入が増えたため、受入を拒否することが増えた
- その他

↓【その他】を選択した場合】具体的な内容をご記入ください。

Q4

上記の設問以外に、**廃プラスチック類**の適正処理等について、特筆すべき事項や環境省への要望があれば自由にご記入ください。

↓具体的内容をご記入ください。



ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。